

議案第10号

県立学校に学校運営協議会を次のとおり設置するものとする。

令和8年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

1 設置する学校運営協議会

学校運営協議会の名称	設置対象校
愛媛県立東温高等学校運営協議会	愛媛県立東温高等学校
愛媛県立内子高等学校運営協議会	愛媛県立内子高等学校

2 設置日

令和8年4月1日

議案説明

愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和7年愛媛県教育委員会規則第8号）第2条第1項の規定により、県立学校に学校運営協議会を設置しようとするものである。

学校運営協議会設置校（案）

設置日：令和8年4月1日

	名称	対象学校	校長	生徒数 (学級数)	設置理由
1	愛媛県立 東温高等学校 運営協議会	愛媛県立 東温高等学校	灘野 達人	652 人 (21 学級)	令和8年度からの総合学科への改編を受け、多様な選択科目や地域課題を扱った探究学習の充実に向けて、地域と協力して進める必要があり、地域と学校が教育の方向性を共有しながら、行政・住民・企業等と協働して、学びの環境を整えるため。
2	愛媛県立 内子高等学校 運営協議会	愛媛県立 内子高等学校	細川 昌弘	248 人 (8 学級)	地域や行政と目標や課題を共有し、豊富な地域教育資源を活用した総合的な探究の時間の充実や地元中学校への部活動支援など、地域に根差した教育活動を推進することで、これまで以上に地域に愛される学校づくりに取り組むため。

※生徒数及び学級数は、令和7年5月1日現在